

令和 7 年度 第 1 回

稻沢市都市計画審議会議案

令和 7 年 1 月 27 日開催

稻沢市都市計画審議会

目 次

議案番号	議 案 名	頁
1	尾張都市計画生産緑地地区の変更について（付議）	1

第 1 号議案

令和 7 年 1 月 27 日付け 7 稲都計第 151 号 稲沢市付議、尾張都市
計画生産緑地地区の変更について

令和 7 年 1 月 27 日提出

稲沢市都市計画審議会

会長

7 稲都計第 151 号

令和 7 年 1 月 27 日

稻沢市都市計画審議会

会長 様

稻沢市長 加藤 錠 司 郎

尾張都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

尾張都市計画生産緑地地区の変更（稻沢市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 8.2 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、同法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたもの、地積更正によるもの及びこれらの変更によって、残った農地では生産緑地地区としての指定要件を欠くものについて、一部区域を変更するものである。